

2024年3月13日

各位

東ソー・エイアイエイ株式会社
新型コロナウイルス対策本部

感染症法の分類見直しに伴うコロナ対応変更について（第2版）

昨年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法の分類がインフルエンザ相当の5類に見直しされて当社の新型コロナウイルス対策を見直しました。その後、当社の感染者が多い時期もありましたが、感染状況が収束されたことや社会の対応も変わってきたことから新型コロナウイルス対策本部を解散し、4月1日から以下の取り組みに変更します。

これによって当社の取り組みは変わりますが、これまでと同様に社内でクラスターにならないようにご自身で体調管理し、感染防止にご協力いただけますようお願いいたします。

1. 職場に求められる感染予防対策

1) 健康管理

日常生活において以下の点に注意して健康管理してください。

- ① 出勤前の体温や風邪症状の有無を確認すること。
- ② 発熱や風邪症状のある者は本対応とインフルエンザ対応に従うこと。

2) 職場における予防対策

基本的に会社として一律に求めることはしないが、以下のことを考慮して職場における感染拡大防止に努めてください。また必要であれば感染予防備品（消毒液、体温計、マスク）を使用してください。

基本的感染対策	考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。ただし、感染の可能性が高い状況でマスク着用が効果的な場合は、マスク着用を推奨します。
・手洗い等の手指衛生 ・換気	新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効です。
・三つの密の回避 ・人と人との距離の確保	換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）です。

2. 感染者などに求められる対応

1) 感染が疑われた場合

- ① 朝、入社前に検温してください。発熱や風邪症状が確認された場合は、所属長に連絡の上、医療機関の診察を受けてください。
- ② 入社後、発熱や風邪症状が自覚された場合は、以下の行動をとってください。
 - ・ 職場備え付けの体温計で検温してください。
 - ・ 所属長または事務 GL に連絡し、指示に従ってください。病院等に行く場合は必ずマスクを着用してください。
 - ・ 所属長に連絡の上、帰宅してください。

2) 感染した場合

- ① 医療機関で新型コロナウイルス感染と診断された場合は、医師の指示に従ってください。
- ② 発症された日を所属長に連絡した上で、自宅で療養してください。社内および他社への影響も懸念されるので情報共有のため所属長は連絡を受けたら事務 GL に連絡してください。インフルエンザ感染時と同様、会社都合による 60%の給与保証は行いません。
- ③ 発症から 5 日間が経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまでは自宅で療養していただくようお願いします。
- ④ 発症から 10 日間を経過するまではウイルスを排出する可能性があるためマスク着用を継続し、職場内での感染拡大に留意してください。
- ⑤ 新型コロナウイルスによる勤務の取り扱いは通常の私傷病と同様になります（3 日以上連続して休んだ場合は積立年休利用可）。

<積立年休を使用する場合の注意点>

- ・ 休暇申請にて当該日を「積立年休（1 日）」で申請入力してください。理由欄に「新型コロナウイルス、積立使用」と明記ください。
- ・ 積立日数が足りない、或いは積立年休を使いたくない場合は、通常の年休になるので、その該当日には「新型コロナウイルス、年休使用」と明記ください。
- ・ 年休、積立年休ともに無い或いは使用したくない場合は、「欠勤（自己都合・私傷病）」となります。その場合は診断書等（医療機関の証明書）を添付して申請してください。また、3 日以上連続して休んだ場合で、必要な申請書類を提出すると 4 日目から傷病手当金が支給されます。

3) 感染者との接触があった場合

感染の可能性が高い場合で入社する際には、所属長に報告する共に感染が拡大しないようにマスク着用し、周囲に十分に配慮して行動することを推奨します。

3. その他

対応や判断に悩む場合は、所属長を通じて事務 GL に連絡してください。

変更後に社内で感染者が増えた時は、対応が変わることもあります。

以 上